

グリーンボンドガイドライン及びグリーンローンガイドライン付属書1別表（グリーンリスト）に関する意見募集について

令和7年9月2日（火）
環境省大臣官房環境経済課

環境省では、グリーンボンドやグリーンローンの環境改善効果に関する信頼性の確保と、国内におけるグリーンボンドやグリーンローンの普及を図ることを目的として、2017年3月に国際原則に準拠した形でグリーンボンドガイドラインを策定して以降、対象金融商品の追加や解説の拡充等によりガイドラインの改訂を実施してきました。特に、グリーンボンドやグリーンローンの対象プロジェクトであるグリーンプロジェクト等の例示リストである付属書1別表（以下「グリーンリスト」という。）においては、2022年7月の策定以降、市場、政策、技術等の動向を適切に反映させるため、2024年3月と2025年7月に資金用途の拡充等を実施してきました。今後も我が国のグリーンファイナンス市場をさらに発展させていく観点から、特に新規調達者・分野への裾野拡大のため、グリーンリストの更なる拡充が有用と考えられます。

このような状況を踏まえ、市場、政策、技術等の動向を適切にグリーンリストに反映し、充実化を行うことで、国内のグリーンファイナンス市場をさらに発展させていくことを目的として、グリーンリストの改訂に向けて、市場関係者及び資金調達者の皆様にグリーンリストとして拡充すべき事例、指標、ネガティブな環境効果等について御意見を募集いたします。

<意見募集要領>

1. 意見募集の対象

① グリーンリストの『小分類』:

大分類に紐づく具体的な資金用途例

② グリーンリストの『環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例』:

小分類に記載されている資金用途例についてレポーティング等において環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例

③ グリーンリストの『ネガティブな環境効果の例』:

小分類に記載されている資金用途例について環境面からのネガティブな効果として想定される主要なものを列挙したもの

※なお、グリーンリストの『大分類』については、国際資本市場協会（ICMA）のグリーンボンド原則（GBP）の資金用途例の分類を基にしているため、意見募集の対象とはいたしません。

2. 意見募集期間

令和7年9月2日（火）～令和7年10月15日（水）必着。

3. 意見提出方法

次のいずれかの方法で提出してください。（2）の場合は、別添の意見提出様式に必要事項を御記入の上、御提出ください。

（1）電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォームによる御提出

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1050>

（2）電子メールによる御提出

メールアドレス：green-list@env.go.jp

環境省大臣官房環境経済課環境金融推進室宛

（注意事項）

※ 御意見は、日本語で御提出ください。

※ 電話や匿名での意見提出はお受けいたしかねますので御了承ください。

※ 頂いた御意見は、意見提出者氏名、住所、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを除き公開する可能性があることを御承知おきください。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せる場合があります。

※ 締切日までに到着しなかったものについては、無効といたしますので、御了承ください。

※ 御意見に対する個別の御回答はいたしかねますので御了承ください。

4. 個人情報の取り扱いについて

回答者の個人情報は、環境省及び業務委託先が定めるプライバシーポリシー※に則って厳重に管理し、意見提出用紙に関するお問い合わせ及び聞き取り調査の目的にのみ利用させていただきます。

※みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

お客さまの個人情報保護に関するプライバシーポリシー

<https://www.mizuho-rt.co.jp/privacy/policy.html>

5. 関連情報

グリーンファイナンスに関する検討会及びグリーンリストに関するワーキンググループ

http://www.env.go.jp/policy/greenbond/gb/conf/conf_r31216.html